

令和8年度 雇用と労働分野の助成金 概要と活用のポイント

令和8年5月14日
ハローワーク焼津

この資料は、令和8年4月28日現在の情報にもとづいて作成しています。各助成金について、簡略化かつ抜粋して説明しています。実際の申請にあたってはそれぞれの支給要件・手続きを確認する必要があります。

はじめに

- ◇ 助成金はむずかしい。ひとりで資料を読んでもよくわからない。
- ◇ 説明会でのひとつおりの説明では、申請までの詳細をすべて理解することはできず、自分の事業所での申請（活用）につなげるのはなかなかむずかしい。
- ◇ 説明会で概略を理解したうえで、もっと詳しく知りたいところや関心があるところなど、ポイントを絞って個別に相談し、個別に支援を受けるのが効果的で効率的な方法

本日のメニュー

1. 雇用と労働分野の助成金の概要

どのような助成金があるのか？

どんなときに助成金が活用できるのか？

2. 令和8年度助成金活用のポイント

変更点や留意点

活用したい助成金 など

3. 当面の説明会・相談会等のご案内

雇用と労働分野の助成金の概要



雇用関係の助成金

新規雇用

特定求職者雇用開発助成金

対象労働者

就職困難者(高年齢者、障害者等)

発達障害者・難病患者

中高年層(就職氷河期)

ハローワーク等の紹介で雇用
ほか

トライ雇用助成金

安定的な就業が難しい求職者を

「お試し」で雇用

など

雇用維持

雇用調整助成金

経済上の理由で

事業活動縮小

早期再就職支援等 助成金

離職を余儀なくされた労働者の雇い入れ

など

雇用を維持する事業主のみなさまへ

雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します



詳細は
雇用調整助成金
のホームページ
をご覧ください

主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業

最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少

最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない

実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+ 1,200円

支給日数30日経過後の次の申請分から休業・教育訓練のうち教育訓練実施率が

10%未満	1/2	1/4	+ 1,200円
-------	-----	-----	----------

20%以上	2/3	1/2	+ 1,800円
-------	-----	-----	----------

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値
※支給日数の上限は1年100日、3年150日
※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額 5,870円が上限(令和7年8月1日現在)

厚生労働省ホームページ 「雇用調整助成金のご案内」

労働環境・処遇改善関係の助成金

魅力ある(働きやすい)職場づくり

人材確保等支援助成金

雇用管理制度・雇用環境の整備、外国人就労環境の整備など

キャリアアップ助成金(非正規従業員の処遇改善)

正社員化、賃金規定等改定(賃上げ)、社会保険適用支援など

両立支援等助成金

育児休業・介護休業の支援、柔軟な働き方支援など

生産性向上関係の助成金

業務改善助成金

最低賃金引き上げに伴う事業場内最低賃金の引き上げ



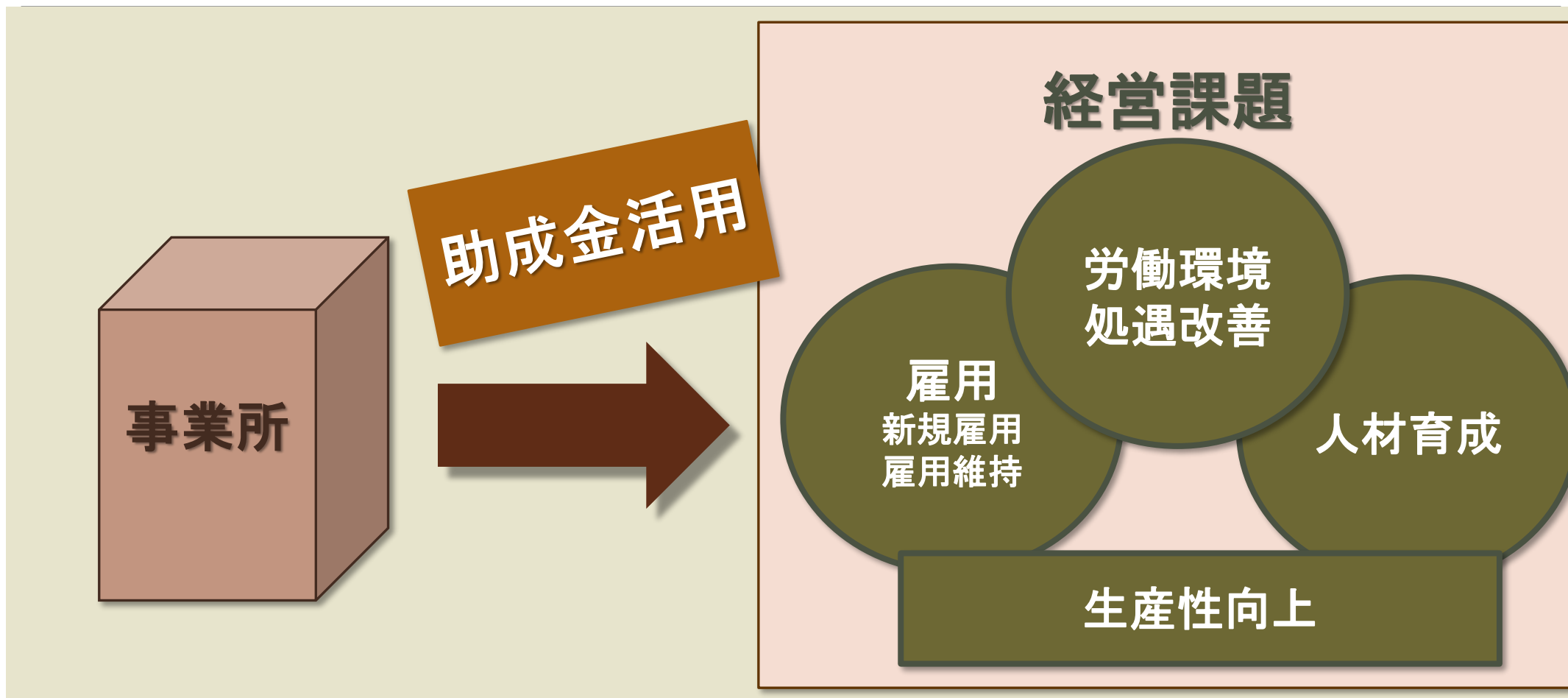
セットで

生産性向上につながる設備の導入

働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮、年休取得推進 など

経営課題対応への助成金活用



令和8年度助成金

事業主の方へ このパンフレットの内容は令和8年4月8日時点のものです

令和8年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

I 雇用関係助成金のご案内
～雇用の安定のために～

- 「雇用関係助成金」検索表 … P.3
- 雇用関係助成金の概要 … P.7
- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P.21

II 労働条件等関係助成金のご案内
～労働条件の改善のために～

- 労働条件等関係助成金の概要 … P.23
- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P.26

このパンフレットは概要を記載したものです。
詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

厚生労働省 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構・PL080401第01
(独)労働者健康安全機構・(独)労働者退職金共済機構

厚生労働省ホームページ

「令和8年度

雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)」

令和8年度助成金活用のポイント

令和8年度の主な変更点・留意点

・特定求職者雇用開発助成金

- ◇申請時の提出書類のうち、「給与明細」はNGとなり、「賃金台帳」が必須となった
- ◇「高年齢者」の要件が厳格化された(5月1日以降紹介の場合)
- ◇「成長分野等人材確保・育成コース」が廃止された

令和8年度助成金活用のポイント

令和8年度の主な変更点・留意点

・キャリアアップ助成金

◇社会保険加入支援のコースは、「社会保険適用時処遇改善コース」が**廃止**になり、「**短時間労働者労働時間延長支援コース**」に集約された

・人材開発支援助成金

◇定額制サービス(サブスク)による訓練について、支給対象訓練、支給対象労働者の要件が変更された ほか

令和8年度助成金活用のポイント

令和8年度の主な変更点・留意点

助成金申請の前提として

就業規則や雇用契約書、賃金台帳・出勤簿の整備が必要
(助成金申請を通じてこれら書類を整備する)

令和8年度助成金活用のポイント

活用を検討したい助成金

賃上げ

業務改善助成金

キャリアアップ助成金

人材育成

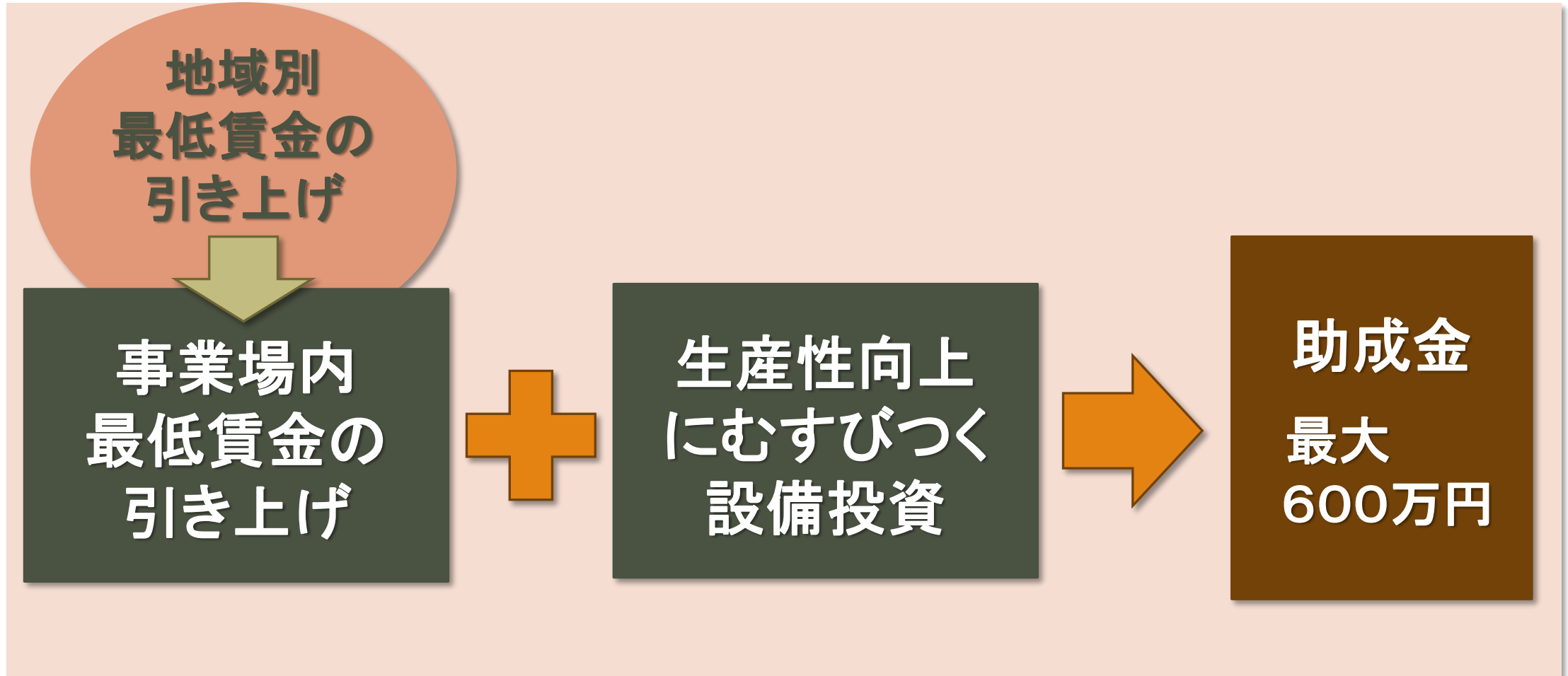
人材開発支援助成金

最賃引き上げ対策

従業員の能力・技能向上

デジタル化、DX・GX対策

業務改善助成金



業務改善助成金

申請のスタートライン

1. 中小企業・小規模事業者であること

業種	資本金・出資金		常時雇用労働者
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

業務改善助成金

申請のスタートライン

ただし、中小企業でも「みなし大企業」は対象外

「みなし大企業」とは

中小企業であるものの、資本金や役員の一割割合を親会社である大企業が占めており、**実質的に大企業によって経営**されている企業

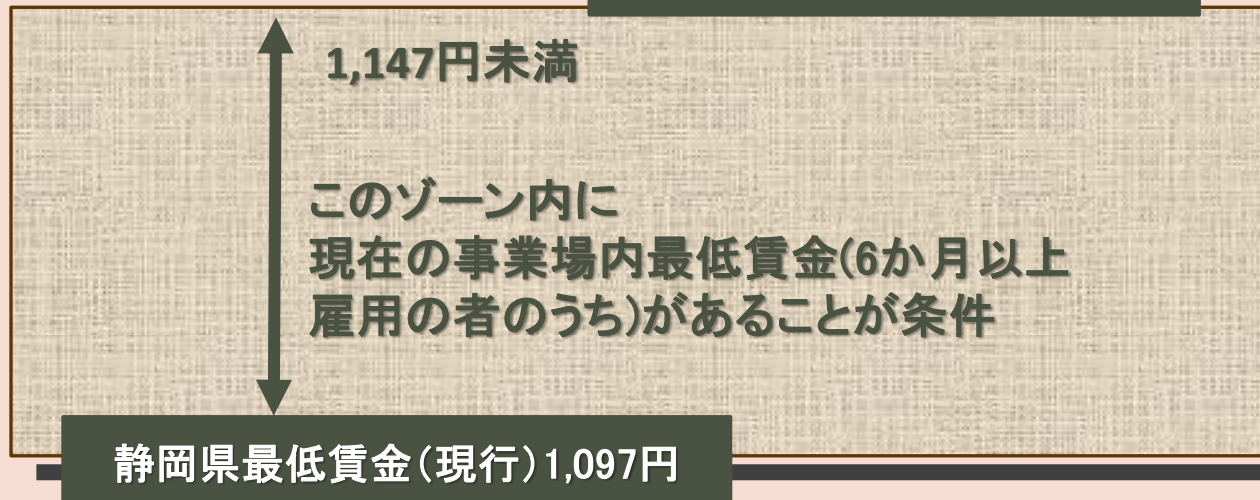
業務改善助成金

雇用保険被保険者

2. 現在、事業場内で最も賃金の低い従業員(6か月以上勤務)の賃金が、令和8年度静岡県最低賃金未満であること

令和8年度静岡県最低賃金が
仮に1,147円となった場合

静岡県最低賃金(改定)1,147円

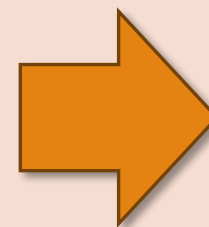


3. 申請は事業場単位
(工場・支店・店舗等)
1事業所で複数申請も

業務改善助成金

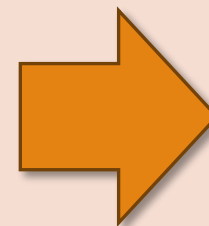
助成金の仕組み

事業場内最低賃金の引き上げを含む
事業場内の賃上げ(人数・引上げ額)



助成
上限額

生産性向上にむすびつく設備投資
(機械設備・コンサル・人材育成など)



設備投資
費用
× 75%

業務改善助成金

助成金の仕組み

助成
上限額

どちらか
低い金額が
助成金額

設備投資
費用
× 75%

業務改善助成金

助成金上限額(50円コースの場合)

※コースはほかに70円コースと90円コースがあります

コース	事業場内 最低賃金の 引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外	事業場規模 30人未満
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2~3人	40万円	70万円
		4人~5人	70万円	70万円
		6人~7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上(特例)	130万円	130万円

業務改善助成金

助成金上限額(70円コースの場合)

コース	事業場内 最低賃金の 引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外	事業場規模 30人未満
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2~3人	50万円	100万円
		4人~5人	130万円	130万円
		6人~7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上(特例)	300万円	300万円

業務改善助成金

助成金上限額(90円コースの場合)

コース	事業場内 最低賃金の 引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外	事業場規模 30人未満
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2~3人	150万円	240万円
		4人~5人	270万円	270万円
		6人~7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上(特例)	600万円	600万円

業務改善助成金

70円コース・3人
事業場規模30人未満

助成金の仕組み

例 100万円 **100万円** $150万円 \times 75\% = 112.5万円$

助成
上限額

どちらか
低い金額が
助成金額

設備投資
費用
 $\times 75\%$

業務改善助成金

申請に向けた主なハードル

1. 「引き上げる労働者数」の数え方
2. 「生産性向上」につながる設備投資
3. 申請手順

業務改善助成金

「引き上げる労働者数」の数え方

現在の事業場内最賃が1,097円でこれを70円引き上げたケース

(仮に1,147円となった場合)

静岡県最低賃金(改定)1,147円

1,147円未満

このゾーン内に現在の事業場内最低賃金(6か月以上雇用の者のうち) **A** があることが条件

静岡県最低賃金(現行)1,097円

(新)事業場内最低賃金

(現)事業場内最低賃金

適

適

適

×

+70円

+70円

引き上げが70円未満のため不適

+65円

×

+70円

+70円

現在がすでに(新)事業場内最低賃金以上のため不適

A

B

C

D

E

(注意)簡略に説明しています。申請にあたっては申請要件に沿った確認が必要です。

業務改善助成金

生産性向上につながる設備投資

- ◇機器・設備 POSレジシステム、リフト付き特殊車両など
- ◇経営コンサルティング 所定の国家資格者による
- ◇その他 顧客管理情報のシステム化など

※交付申請(計画)時に原則2社以上の見積書および設備導入により生産性がどう向上するかの説明が必要

※PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規購入は原則対象外であるが、特例で対象となる場合がある

業務改善助成金

申請手順



令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサルティングなど)



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただけます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

厚生労働省ホームページ 「業務改善助成金」

キャリアアップ助成金(非正規従業員の処遇改善)

6つのコースがある

主なコースとして

正社員化コース

正規雇用支援

賃金規定等改定コース

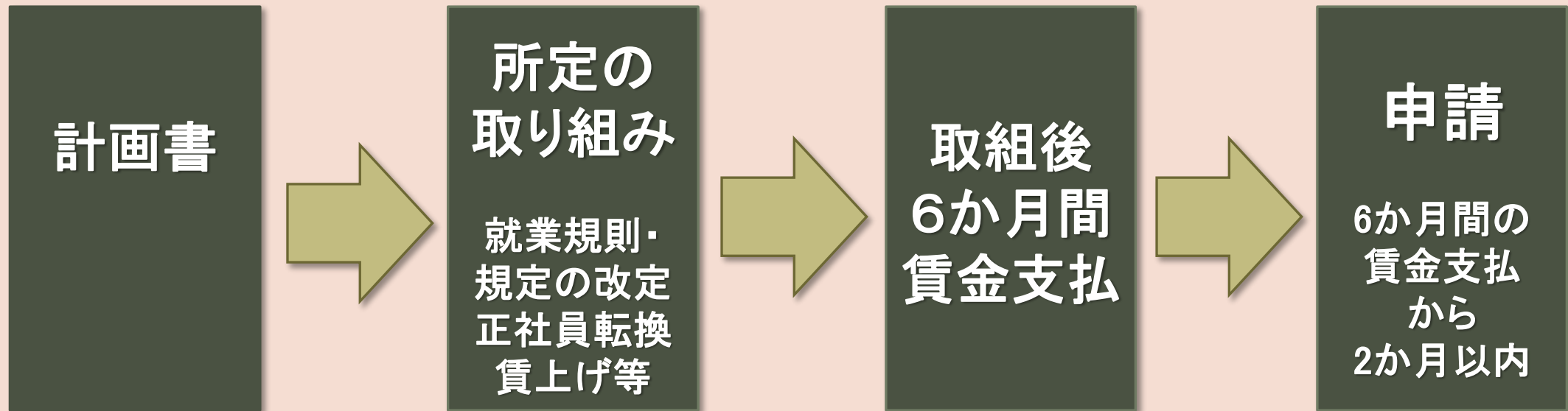
賃上げ支援

短時間労働者労働時間延長支援コース

社保加入支援

キャリアアップ助成金(非正規従業員の処遇改善)

申請までの手順



キャリアアップ助成金(非正規従業員の処遇改善)

助成金金額(抜粋)

コース	内容	備考
正社員化コース	有期→正規 1人あたり80万円 無期→正規 1人あたり40万円 など	重点対象者・中小企業の場合
賃金規定等改定コース	賃金規定等の増額改定 3%以上4%未満 1人あたり4万円 4%以上5%未満 1人あたり5万円 5%以上6%未満 1人あたり6.5万円 6%以上 1人あたり7万円	中小企業の場合

※ このパンフレットの内容は令和8年4月8日現在のものです。

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金のご案内 (令和8年度版)



キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

正社員化支援	正社員化コース	●
	障害者正社員化コース	-
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	●
	賃金規定等共通化コース	●
	賞与・退職金制度導入コース	●
	短時間労働者労働時間延長支援コース	●

・ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

・ 障害者正社員化コースについては、本パンフレットには掲載しておりません。

・ 厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」申請様式や事業主の皆さまからよくある質問についてQ & Aを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jiqyounushi/career.html

キャリアアップ助成金 検索



●この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で運営されています。

厚生労働省ホームページ 「キャリアアップ助成金」

人材開発支援助成金

6つのコースがある 主なコースとして

人材育成支援コース

職務に関連した10時間以上の訓練等

人への投資促進コース

デジタル人材の育成を目的とした訓練、サブスク型訓練の利用 等

事業展開等リスクリング支援コース

新たな事業展開やDX・GXに伴う知識・技能の習得のための訓練等

建設労働者技能実習コース

建設労働者に対する建設作業に直接関連した実習等

人材開発支援助成金

申請までの手順

いずれのコースも原則として



※ただし、建設労働者技能実習コースで、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者が実施する実習を受講させる場合、計画届の提出は不要です

人材開発支援助成金

助成金金額(抜粋)

コース	経費助成	賃金助成	備考
人材育成支援コース 10時間以上のOFF-JTの場合	正規労働者 経費の45% 非正規労働者 経費の70%	1人1時間あたり 800円	中小企業の場合
人への投資促進コース サブスク型訓練の場合	経費の60%	—	中小企業の場合
事業展開等 リスキリングコース	経費の75%	1人1時間あたり 1,000円	中小企業の場合
建設労働者 技能実習コース	雇保被保険者20人以下 経費の75% 同21人以上 35歳未満 経費の70% 35歳以上 経費の45%	1人1日あたり 雇保被保険者20人以下 9,500円 21人以上 8,550円 キャリアアップシステム技能者情報登録者は別途	

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ
傘下の事業主が雇用する労働者に訓練を実施する事業主団体の皆さまへ

人材開発支援助成金 (人材育成支援コース) のご案内

概要

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

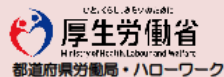
人材育成支援コース	●
教育訓練休暇等付与コース	—
建設労働者認定訓練コース	—
建設労働者技能実習コース	—
人への投資促進コース	—
事業展開等リスクリング支援コース	—



詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索



PL080408韓企01

厚生労働省ホームページ 「人材開発支援助成金」

本日のメニュー

1. 雇用と労働分野の助成金の概要

どんな助成金があるのか？

こんなとき活用できる助成金はあるか？

2. 令和8年度助成金活用のポイント

変更点や留意点

活用したい助成金 など

3. 当面の説明会・相談会等のご案内

説明会

焼津市・ハローワーク焼津共催

「行政支援制度説明会」

日時:6月23日(火) 10:00~11:45

会場:焼津市役所

内容:事例に学ぶ助成金の活用

令和8年度助成金活用のポイント

行政支援制度説明会

～助成金や採用活動等への支援など役立つ情報をお届けします！～

魅力ある職場づくりや採用活動等の見直しを検討している企業の皆さん！
国の助成金のポイントや活用事例のほか、市の補助金など、知ってトクする情報を
多数ご案内します。この機会にぜひご参加ください！

参加
無料

こんなことを知りたい方におすすめ

- 人材育成や賃上げに活用できる国の助成金は？
- 職場環境を整えたい！国や市の補助金は？
- 自社の魅力を発信したい！市内でアピールできるイベントはあるの？



日時 **6月23日** 火 10:00～11:45

※個別相談は終了後12:00まで（希望者のみ）

会場 **焼津市役所**（本庁舎1階会議室1A）

定員
40名

- 内容
- (1) 国の雇用・労働分野の助成金のご案内
 - ①雇用と労働分野の助成金の概要
 - ②事例に学ぶ助成金の活用（人材育成、賃上げ、生産性向上など）
 - ③令和8年度助成金活用のポイント

- (2) 求人票の書き方セミナー
- (3) 焼津市の補助金情報 ほか



お申し込みはこちら
【申込期限：6月22日（月）17時まで】

【主催】焼津市・ハローワーク焼津

【問合せ】焼津市商工観光課 ☎054-626-1175 / ハローワーク焼津 ☎054-628-5155

申込みは、QRコードより

お問い合わせは、

焼津市商工観光課

電話054-626-1175 まで

個別相談会

6月3日(水) 10時・11時・13時・14時・15時

7月2日(木) 10時・11時・13時・14時・15時

各日5事業所/1事業所・1時間(以内)

場 所:ハローワーク焼津2階

予 約:電話054-628-5155 32#

事業所訪問

日 時:5月18日以降、個別に日程調整

時 間:1時間前後

- ◆複数(経営者・管理職と担当者など)で情報と申請に向けた課題を共有できる
- ◆申請に必要な条件への適合や必要な書類をその場で確認できる

助成金に関するご相談

ハローワーク焼津 求人・専門援助部門

電話：054-628-5155 32#

窓口：2階 8:30～17:15(16:30までに来所)